

取扱区分：公開

令和4年第8回

蓮田市農業委員会総会議事録

【注】 発言内容については、その要旨を掲載しています。ただし、発言そのものの記載ではありません。

この公開用議事録は、個人情報に関連すると思われる部分等については、●で消しています。

〔日 時〕 令和4年8月25日（木）

〔場 所〕 市役所304・305会議室

令和4年第8回 蓮田市農業委員会総会議事録

蓮田市農業委員会（会長）萩原 和夫は、令和4年第8回蓮田市農業委員会総会を市役所304・305会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 開催日時 令和4年8月25日（木） 午後2時00分

2 閉会日時 令和4年8月25日（木） 午後3時54分

3 出席委員（14人） ※番号は議席番号

1番 萩原 和夫	2番 門井 隆	3番 常見 淳	4番 野口 勇
5番 田鍋 光男	6番 齋藤 博司	7番 高橋 建一	8番 寺田 進
9番 岩崎 久	10番 山本 寿一	11番 吉岡 政広	12番 杉崎 國昭
13番 原田 順一	14番 竹内 幸男		

4 欠席農業委員（0人）

5 出席推進委員（6人） ※（ ）内は担当地区

（平野）渋谷 悟	（平野）山口 実	（蓮田）増田 雅暢
（蓮田）山口 恵司	（黒浜）新井 仁	（黒浜）小澤 はつ江

6 欠席推進委員（0人）

7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農用地利用集積計画による利用権設定について（貸借関係）

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の許可について

報告 1 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について

報告 2 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について

報告 3 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について

報告 4 農地法第18条第6項の規定に基づく通知について

報告 5 不動産登記法第105条第2項の規定による仮登記情報について

報告 6 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取消しについて

8 出席した農業委員会事務局職員（3人）

事務局長 中里 幸雄

事務局 茂木 郁

9 傍聴人（0人）

なし

10 会議の概要

（事務局）

ただ今より、令和4年第8回蓮田市農業委員会総会を開催いたします。

開会にあたりまして、萩原会長よりご挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

（会長） — 会長挨拶 —

（事務局）

ありがとうございました。以後の進行は、会議規則により萩原会長にお願いいたします。

（議長）

初めに、令和4年7月25日に開催いたしました令和4年第7回農業委員会総会の議事録（案）の記載内容につきまして確認をさせていただきます。委員の皆様には、議事録（案）を事前に送付させていただいておりますので、議事録（案）の内容を確認していただいていることと存じます。内容に問題がなければ、この場でご署名をいただき、議事録とさせていただきます。

委員の皆様には伺います。何か修正の必要な箇所はございますか。

異議なし。

（議長）

修正箇所等、無いようですので、ご署名をいただきたいと存じます。

それでは、私の署名に続き、●●●●、●●●●をお願いいたします。

続きまして、本日の農業委員の出欠状況につきまして、報告いたします。

欠席の委員は無く、全委員に出席をいただいておりますので、本日の総会は成立いたします。また、推進委員の出欠状況でございますが、欠席者は無く、6名全員の出席をいただいております。

次に、本日の会議の議事録署名人の指名をいたします。

●●●●、●●●●をお願いいたします。

ただ今から、議事に入ります。

本日の提出議案のうち、議案4号につきましては、申請者名を変更することによって、書類の差し替えが間に合わなかったことから来月の案件に回させていただきます。また、報告案件につきましては、1件追加をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

よって、農地法などの法令許可等に関する議案は、議案第1号から議案第3号でございます。また、報告案件は、報告1から報告6でございます。

初めに、議案書2ページ、議案第1号「農用地利用集積計画による利用権設定について（貸借関係）」でございます。

議案第1号につきまして、事務局から朗読をいたします。

（事務局） — 議案第1号、議案書朗読 —

（議長）

議案第1号のうち、新規設定番号1につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

（委員）

場所は、●●の●●です。貸付人は、以前から借受人に相対で田を耕していただいておりますが、今回、正式に賃貸借契約を結び、利用権を設定したいということです。

（議長）

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

（事務局）

特にございません。

（議長）

ただ今の担当地区委員の説明のとおりでございます。内容について、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

（議長）

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第1号の番号1につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。総員賛成であります。

よって、議案第1号の番号1につきましては、承認することといたします。

次に議案第1号のうち、新規設定番号2につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします

（委員）

— 所在地についての説明 —

貸付人が耕うんしている畑が借受人の家の近くだったため、「野菜を作りたいので（貸付人の土地を）貸してもらえないか」と相談され、申請に至ったそうです。

（議 長）

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

（事務局）

特にございません。

（議 長）

ただ今の担当地区委員の説明のとおりでございます。内容について、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

（議 長）

質問がないようですので、採決いたします。

議案第1号のうち、新規設定、番号2につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第1号の番号2につきましては、承認することといたします。

次に議案第1号のうち、新規設定番号3につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

（委 員）

－ 所在地についての説明 －

現在、借受人は野菜を耕作しています。年は若く、農業を始めて3年程度ですが、一生懸命にやっています。これからどのくらい伸びていくか楽しみです。

貸付人は、今までずっと土地を貸していたのですが、書類上の契約をしようということになり、申請に至りました。

（議 長）

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

（事務局）

特にございません。

(議 長)

ただ今の担当地区委員の説明のとおりでございます。内容について、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

よろしいでしょうか。質問がないようですので、採決いたします。

議案第1号のうち、新規設定番号3につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第1号の番号3につきましては、承認することといたします。

次に議案第1号のうち、新規設定番号4につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

－ 所在地についての説明 －

貸付人に話を伺ったところ、農政課より借受の希望者がいると紹介され、貸すことになったということです。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

以前から、貸付人は自分の持っている農地を人に貸したい、売りたい、というご希望がありました。

一方、借受人からは、農地を約●●●●㎡程広げたい、というご相談がありました。

借受人は貸付人の近くにある他の農地を借りて耕作を行っていたため、都合がよいということになり、貸付人を紹介したところ、お互いに話がまとまり、利用権が提出されました。

(議 長)

ただ今の担当地区委員及び事務局の説明のとおりでございます。内容について、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

よろしいでしょうか。質問がないようですので、採決いたします。

議案第1号のうち、新規設定番号4につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第1号の番号4につきましては、承認することといたします。

次に議案第1号のうち、新規設定番号5と番号6につきましては、関連がありますので、併せて担当地区委員から説明をお願いいたします。

●●委員におかれましては、この件の関係者となりますので、審議が終了するまで一時退出をお願いいたします。

(退出確認後) それでは、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委員)

ー 所在地についての説明 ー

借受人は、●●市の会社で●●関係と無農薬自然栽培のブルーベリー栽培をやっているそうです。今回、借受人から貸付人へお話があり、●●や●●で栽培をやっている実績があるため、貸すことにしたということです。

特に問題はないかと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

次に、番号6についてです。この土地も番号5の土地のすぐ近くです。

番号5と同じく、借受人はここでブルーベリーの栽培をしたいということで、借りることにしたそうです。

(議長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

借受人の会社は●●にあるのですが、●●と、もう1箇所別の場所でもブルーベリー栽培をしており、●●が●～●反くらいの広さでやっているそうです。昨年から、(お客さんに)摘み取りをさせるような農園を始めて、順調だという話を聞いています。●●の方は、以前から相対で土地を借り、植え付けをしておりましたが、今回、利用権設定をしたいという話があり、番号5と番号6を併せて申請したということです。

(議長)

ただ今の担当地区委員及び事務局の説明のとおりでございます。内容について、ご質問、ご意見等ございますか

質問・意見なし。

(議長)

よろしいでしょうか。質問がないようですので、採決いたします。

議案第1号のうち、新規設定番号5につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第1号の番号5につきましては、承認することといたします。

次に議案第1号のうち、新規設定番号6につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第1号の番号6につきましては、承認することといたします。

●●委員におかれましては、入室をお願いいたします。

次に議案第1号のうち、新規設定番号7から番号9につきましては、関連がございますので、併せて担当地区委員から説明をお願いいたします

(委員)

ー 所在地についての説明 ー

これまで相対で貸し借りをしていたのですが、正式に手続きをすることになりました。

現在は、水稻が作付けされています。

借受人は、●●地区の最高齢ですので、設定期間10年というところに色々と懸念があるのですが、息子さんも手伝っているようです。

(議長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

契約の借受人自体は●●●●さんですが、ご高齢ということで、基本的には息子さんが中心となり耕作をしているそうです。

(議長)

ただ今の担当地区委員及び事務局の説明のとおりでございます。内容について、ご質問、ご意見等ございますか

質問・意見なし。

(議長)

質問がないようですので、採決いたします。

議案第1号のうち、新規設定番号7につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第1号の番号7につきましては、承認することといたします。

次に議案第1号のうち、新規設定番号8につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第1号の番号8につきましては、承認することといたします。

次に議案第1号のうち、新規設定番号9につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第1号の番号9につきましては、承認することといたします。

なお、議案第1号の番号10、番号11につきましては、再設定分となりますので、説明を省略させていただきます。

何か、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議長)

よろしいでしょうか。質問がないようですので、採決いたします。

議案第1号の番号10、番号11につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第1号の番号10、番号11については、承認することといたします。

次に議案第1号のうち、再設定番号12につきましては、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委員)

ー 所在地についての説明 ー

再設定番号12につきましては、1年前に審議されています。

補足資料として、営農計画書を提出していただいております。現在、温室1棟に多肉植物というサボテンを中心とした植物が大量に入っており、8月早々から一部販売が始まっております。まだ全体的には始まっていないため、もし見学するのであれば、事前に問い合わせをしてください。なお、外からは見ることができますし、駐車場もあります。

借受人は現在、各イベントに出店したり、インターネットで販売したりと、本腰を入れて周りの人との輪を大切にやっています。また、●●●●の施設の社長ですが、そちらは社員に任せているようで、余裕があって多肉植物の営農をされているという印象です。

(議長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

借受人は、●●等の施設を運営されておりますが、年に何回か事務所に顔を出す程度で、他は社員に任せているということでした。当初は、ご自身1人で多肉植物の経営をする予定だったのですが、予定より規模を大きくしたため、奥様も仕事を辞めて手伝っているというお話です。徐々に売り上げが伸びてきているため、今のところは計画通り伸びていくのではないかと、というお話でした。

場所については2アール未満の届出で、農地転用の手続きを踏まずに農業用施設の利用でのご手続きをしていただいたのですが、場所が場所だけに、水の関係等、周囲の方からのご意見をいただいた結果、よかれと思って色々と触ってしまい、一部、違反状態となってしまったため、現在、是正をしております。

長く続けていきたいということなので、近所の方ともこまめに情報交換し合っているような話を聞いておりますので、特に問題はないかと思えます。

(議長)

ただ今の担当地区委員及び事務局の説明のとおりでございます。内容について、ご質問、ご意見等ございますか

(委員)

営農計画書に「生産収益」と記載がございますが、単純に売上高でしょうか。粗利でしょうか。

(事務局)

売上です。

(議長)

他にございますか。

(委員)

施設運営はどちらでやっているのですか。

(委員)

●●です。

(議長)

他にございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問がないようですので、採決いたします。

議案第1号の再設定番号12につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第1号の番号12については、承認することといたします。

次に議案書5ページ、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について」でございます。

議案第2号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局) — 議案第2号、議案書朗読 —

(議 長)

議案第2号の番号1につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

譲渡人に話を伺うことができました。以前から何年も相対で貸しており、譲受人に耕作をしていただいております。今回、ご家族が亡くなったことを機に、正式に名義を変えた方がよいのではないかという話があがり、申請に至ったとのことでした。

(議 長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

補足説明資料の2ページをご覧ください。

申請者に関しまして、全部効率利用要件として、8月5日(金)に全て耕作を確認しております。

農作業常時従事要件として、ご本人が250日以上、奥様も250日以上ということで、年間150日以上耕作していることを確認いたしました。

下限面積要件について、自作地が●●●●㎡、申請地●●●●㎡、計●●●●㎡で40アール以上であることを確認しております。

地域との調和要件について、現況が畑・田、取得後の計画も畑・田となっております。

譲渡人と譲受人は従兄弟のご関係で、何年も前から耕作をしていました。申請地は飛び地ですが、このすぐ隣の土地を譲受人がお持ちなので、一帯で全て耕作ができるということをお仰っていました。

今回の売買価格ですが、全て合わせて●●●●円です。

(議 長)

ただ今の担当地区委員及び事務局の説明のとおりでございます。内容について、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

よろしいでしょうか。質問がないようですので、採決いたします。

議案第2号の番号1につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。総員賛成であります。

よって、議案第2号の番号1につきましては、承認することといたします。

次に議案書6ページ、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の許可について」でございます。

それでは、議案第3号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局) — 議案第3号、議案書朗読 —

(議 長)

それでは、議案第3号の番号1につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

申請地の農地性としては、市街化調整区域の農業振興地域外です。周りに住宅の多い、小集団の生産性の低い農地となっております。

5条許可申請に至った経緯に係る譲渡人の話によると、作付けはしておらず、除草剤散布等で農地の状態を維持しているだけで何の生産性もないため、どうにかしたいと考えていたということでした。

譲受人は、●●●に本社を置き、●●●の解体工事を主な業務として行っています。従業員用の車両を●●台保有しておりますが、現在、本社の敷地には●台分の収容スペースしかないため、社長本人が駐車場確保に向けて尽力していたところ、申請地が適当だということで不動産屋に依頼し、交渉の結果、申請に至ったということでした。

現在、申請地は少し草が生えておりますが、畑地状態であり、事前着工もなく違反等もないと思われま。また、事業実施の確実性については、補足説明資料の資金計画等を見るとあるものと存じます。

申請地は、周りが住宅で囲まれた農地であるため、この場所が駐車場になっても、周囲の営農について支障ないと思われま。

許可要件を満たしていると思ひますが、ご審議の程よろしくお願ひいたします。

(議長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

補足説明資料の1ページをご覧ください。

農業振興地域外の農地となります。概要については、委員さんのご説明のとおりです。

農地種別については、●●●●は第2種農地、●●●●は第3種農地という扱いになります。

資金計画については、事務局の方で確認済みです。

給排水計画については、上水はなし、雨水は敷地内浸透処理、汚水・雑排水はなしとなります。

その他として、水路との境である法面は土砂の流出防止のためシートで覆います。西側農地との境にはブロック塀(3段)を設置いたします。8月8日現地確認しております。

(議長)

ただ今の担当地区委員及び事務局の説明のとおりでございます。内容について、ご質問、ご意見等ございますか。

(事務局)

農地の種別が2種と3種に分かれています。●●●●は2種農地なのですが、●●●●については、前面の道路に上下水道が通っているということと、半径500m以内に2つ以上の教育施設、医療施設等があるため(今回は、●●●●と●●●●が対象)、第3種農地という扱いになっております。

本件に関し、2種農地と3種農地の区別が分かりにくいと思いますので、少し説明いたします。

3種農地として扱うには、それぞれの筆が接している道路に、上水道、公共下水道、ガスパイプの3種類の内、2種類以上埋設され、かつ、半径500m以内に教育施設や医療施設が2つ以上ある必要があります。他にも3種農地の要件はございますが、本件ではこの要件に該当するかどうかの判断となります。この土地は一帯になってはいますが、2筆に分かれています。●●●●が面している広い通りには、上水道と公共下水道が入っておりますので、地下埋設管についてはクリアしています。加えて、500m以内に教育施設と病院等が2つ以上ありますので、3種農地という区分になります。

一方、●●●●は公図上、奥の方の狭い赤道のような通路に付いているだけで、そこには上水道や公共下水道も入っておりません。学校や病院からの距離は問題ないのですが、前面の通りに上下水道等が入っていないため3種扱いにはならず、2種ということとなります。

特に●●地域に関しては、学校や●●●●周辺、●●地域など、公共下水道が入っている所があります。そこには、市の上水道も入っている所が多く、3種扱いとなる場所があります。

しかし、路地状敷地のような土地は、前面の通りに上下水道が埋設され、学校等から近く

でも3種農地とはなりません。

因みに、●●地区方面には、農業集落排水が入っている場所がございますが、農業集落排水は、農地種別判断上の下水道として扱われません。あくまでも、公共下水道が該当するという事です。

よって、蓮田市の調整区域で3種農地が出てくる場所は、公共下水道が整備された●●地域に多くあります。

(委員)

土地代金が●●●●円で、単純に計算すると、(1㎡あたり)●●●●円です。普通は大抵●●●●円くらいだと思います。

広い市道に接しており、なおかつ近くには県道もあり、条件としては決して悪くないと思います。申請目的が、資材置き場及び駐車場のため安価であるのか、それとも、2種と3種に分かれているから割安なののでしょうか。許可条件等には関係がないのですが、金額が安いことが気になります。

(事務局)

金額については、許可条件には関係ありませんが、特に安いという話でもないようです。

(委員)

農家の方は、全く農地として利用していない場合、草刈をしなければならない、除草剤をまかなくてはならないなど、手間暇や費用がかかるため、いくらでもいいから売りたいという考えのようです。ご説明のように、このように大きな道路に面して条件が良いので、単価は高いだろうという予測はその通りですが、今回は裏の土地も含まれています。広い道路部分は良いかもしれませんが、裏の土地はあまり使えない土地です。そうすると、一帯で手放した方が後々良いという話になります。農家さんは、手放したいというお気持ちの方が強いようです。

(議長)

2種と3種では、評価額が違ってくるのですか。

(事務局)

2種、3種ということでの評価額に違いはないと思います。ただ、評価を出すときに、接道条件や地形などから総合的に判断して評価を決めていると思います。

(委員)

今回は、申請目的が資材置き場及び駐車場でしたが、別の方が住宅敷地として買った場合、割安で土地を購入できるということになります。農家の方は売りたいという気持ちが強いため、交渉によって合意されるということになるのですか。

(事務局)

交渉後、お互いの合意の上だと思います。

(議長)

他にございますか。

質問・意見なし。

(議長)

質問がないようですので、採決いたします。

議案第3号の番号1につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
総員賛成であります。

よって、議案第3号の番号1につきましては、承認することといたします。

次に、議案第3号の番号2につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委員)

－ 所在地についての説明 －

申請地は建物と建物の間にある畑で、譲渡人は自家用に野菜を作っていました。譲受人は譲渡人の息子さんで、現在、借家で生活をしていますが、家族が増え手狭となり、親御さんの近くにいたいということで、貸し借りが整いました。

(議長)

ありがとうございました。事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

補足説明資料の3ページをご覧ください。

こちらは農業振興地域内となりますが、除外証明書の添付を確認しております。

申請地の概要は、委員のご説明のとおりです。

資金計画については、事務局の方で確認済みです。

給排水計画については、上水は公共水道管より新規引き込み、雨水は敷地内浸透処理、汚水・雑排水は合併浄化槽処理後、南側水路へ放流します。

その他、隣接する農地がないため、周囲への影響はございません。8月8日現地確認しております。

(議長)

議案第3号の番号2につきましては、ただ今の担当地区委員の説明及び事務局の補足説明のとおりでございます。何か、ご質問、ご意見等ございますか。

(委員)

4ページの現地案内図で、「●●●●」と記載がありますが、「●●●●」ではないでしょうか。

(事務局)

申し訳ございません。訂正をお願いいたします。

(議長)

他にございますか。

質問・意見なし。

(議長)

質問がないようですので、採決いたします。

議案第3号の番号2につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。総員賛成であります。

よって、議案第3号の番号2につきましては、承認することといたします。

次に、議案書7ページ、議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請の承認について」でございますが、先ほど、説明させていただきましたとおり、今回は、審議いたしません。よろしくをお願いいたします。

ここで、暫時休憩します。

— 休 憩 —

(議長)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

初めに、議案にはございませんが、7月の総会において、議案第4号「生産緑地法第17条の2の規定に基づく生産緑地の買取り申出に係るあっせん」について、農業委員会として、斡旋活動を積極的に行うこととなりましたが、その結果、買取り希望者は、いらっしゃいましたでしょうか。

「なし」の発言。

(議長)

それでは、採決いたします。斡旋希望者が居ないようですので、農業委員会からは「希望者なし」という回答をすることに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、7月総会時の議案第4号「生産緑地法第17条の2の規定に基づく生産緑地の買取り申出に係るあっせん」につきましては、希望者なしと「蓮田市みどり環境課」へ回答さ

させていただきます。

次に、議案書 8 ページ以降の報告に移らせていただきます。

事務局より報告 1 から報告 6 につきまして、朗読と説明をいたします。

(事務局) — 報告 1 から報告 6、議案書朗読 —

(議 長)

ただ今、朗読いたしました、報告 1 から報告 6 の内容につきまして、ご質問、ご意見等ございますか

(委 員)

報告 3 の番号 1 について、譲渡人お 2 人の住所が同じなのですが、一緒に住んでいらっしゃるのでしょうか。

(事務局)

譲渡人お 2 人はご姉妹で、お姉さんがご結婚されて姓が変わり、同じ住所に住まわれていると思われま

す。おそらくこの住所が●●さんのご実家で、●●●●さんがご結婚され、ご主人も一緒に同居されているようです。

(議 長)

他に何かございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

よろしいですか。特に質問等が無いようですので、報告事項は終わります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は、全て終了いたしました。

この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

「なし」の発言。

(議 長)

よろしいでしょうか。

本日は、委員皆様の慎重なる審査とご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

— 事務局からの連絡・報告事項 —

(事務局)

閉会の言葉を、副会長よりお願いいたします。

(副会長) — 副会長挨拶 —